

発行 株式会社ラベルバンク
大阪市淀川区西中島 5-12-8
新大阪ロースビル 6F
https://www.label-bank.co.jp/
customer@label-bank.co.jp

ラベルバンク新聞 第 173 号

“分かりにくい食品表示を分かりやすく”
Making food labeling accessible for everyone.



サステナビリティに関する最近の食品表示動向

最近、サステナビリティ(持続可能性)が新しい動きや法整備のカギとなっています。食品産業におけるサステナビリティには、様々な異なる側面があります。この記事では、海外、特に EU と韓国で広く行われている食品廃棄物とプラスチック循環の取り組み 2 点に焦点を当て、それらの食品表示規制の動向を探ります。以下に最新の変更点や規制をまとめましたので、情報収集の一助となれば幸いです。

EU ですでに環境ラベルの義務化を実施しているのは、フランスとイタリアの 2 カ国です。

EU は、再利用可能な資材を促進する一方で、不必要な包装や過剰包装の禁止など、無駄な包装に終止符を打つべく **新しい提言** を改訂しました。以下、そのポイントとなる点です。

- 注目すべきは、提言の第 5 条と第 6 条が、サステナビリティとリサイクルの側面だけに特化されていることです。
- 第 6 条では、すべての包装材はリサイクル可能でなければならないとしています。
- 第 46 条では、2025 年までに少なくとも包装破棄物の重量比 65% をリサイクルすることとなっています。
- 第 8 条では、4 つの包装形態(ティーバッグとコーヒーバッグ、容器が使い捨て方式の紅茶・コーヒー、果物と野菜に貼付される粘着ラベル、軽量プラスチック製レジ袋)は **堆肥化可能** でなければならないと、この包装は製品と共にバイオ廃棄物として取り扱うこととなっています。
- 第 9 条では、同提言の附属書 IV に記載された機能または性能に必要でないプラスチック包装の **最小化**、空きスペース、包装形態への一定の制限に焦点を当てています。特に 1 つの外箱の中に複数の包装がされていることが多い日本製品を輸入する場合、この要件が当てはまりますので留意することは有益です。
- 第 11 条 リサイクルの内容、組成、消費者に対する分別に関する説明は、包装上に表示されなければならないとなっています。

- 第 12 条では、2028 年 1 月 1 日までに、包装廃棄物の各部材ごとに分別回収するための廃棄物容器についても表示することを求めています。
- 本規則の施行後、すべての包装には包装資材の組成を表示することが義務付けられ、**再利用性を示すラベル**、およびリユースに関する追加情報を提供するデジタル QR コードまたはデータキャリアを表示しなければなりません。

同様に、韓国もこの動きには力を入れています。韓国では「**資源の節約と再利用の促進に関する法律**」が成立し、PVC は禁止され、PET 包装は無色で取り外すことができ、ラベルも剥がしやすいものにしなければなりません。ラベルには、消費者にわかりやすいように、包装の種類や素材などの情報を表示する必要があります。

また、韓国では、プラスチック包装の廃棄物とは別に、廃棄物、特に食品廃棄物に対処する同様の取り組みを行っています。最近、新しい法律が施行され、前面表示から「賞味期限」表示を撤廃し、「使用期限」表示を採用することとしています。(食品等の表示・広告に関する法律、2021 年、輸入食品安全管理特別法、2023 年)。この規制は、まだ食べても安全な状態の食品が廃棄される食品ロスを減らすことを目的としています。そのため、食品メーカーは主に安全性を目的としたに期限表示を行う必要があります。

結論

EU は改正に向けて進行中です。経済的、社会的、倫理的な影響を考慮すると、変更点や妥協点が出て来ることが考えられますが、これが EU の目指す方向性

となります。韓国の規制はすでに施行されています。したがって、事業者は、輸出対象国の新たな要件に注意を払うことが重要となります。

(参考)

以下は 3 つの国・地域における種類ごとに異なるタイプのリサイクルマークです。EU、韓国、日本では、リサイクルの主な分類は、プラスチック、紙、金属(缶、アルミ)、ガラスとなっています。EU は頭文字と数字、韓国は色とハンゲル文字、日本は対応する形と日本語文字で表示されているのが一般的です。素材の構成により、より詳細で具体的なマークで表示されるものもあります。

[EU]



[韓国]



[日本]



この記事はウェブでお読みいただけます。

右の QR コードをスキャンしてアクセスください。



[EU]

- Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC
- Mandatory Marks and Labels from Labeling/Marking Requirements

[韓国]

- Act On The Promotion Of Saving And Recycling Of Resources
- Food Labeling and Advertising Act
- Imported Food Safety Management Special Act
- The separate discharge labeling system

[日本]

- 3R 政策

ミニコラム

日本農林規格に新しく 「フードチェーン情報公表農産物」が制定されました

「フードチェーン情報公表農産物の日本農林規格」が令和5年3月30日に制定され、同4月29日をもって施行されました。

背景

今回の JAS 規格は農産物の生産から販売までの一貫したデータ情報連携基盤「スマートフードチェーンプラットフォーム (SFP)」の構築により可能となった背景があり、海外市場も含めた農産物の競争力の増強が目的に含まれています。有機 JAS 規格、生産情報公表 JAS 規格等、生産段階の取組の規格はありますが、生産後の流通プロセスを対象とする規格はこれまで存在しておらず、今回が初めてとなります。

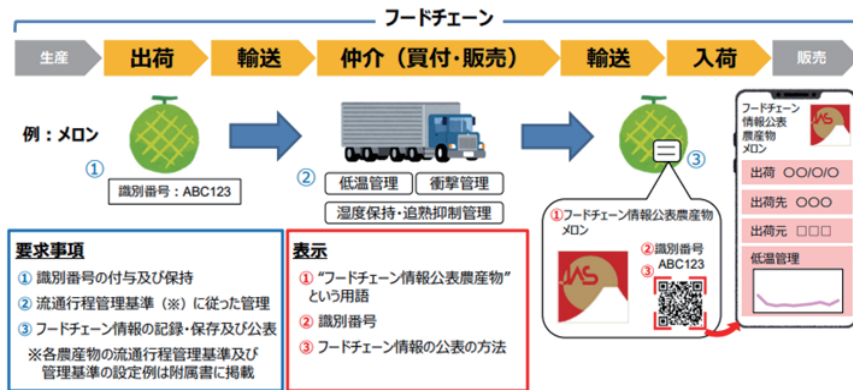
対象となる農産物と表示されるフードチェーン情報

現在、流通行程管理基準が設定されている品目は「レタス」、「メロン」、「ぶどう」の3品目で以下のような基準があります。

品目	事項	流通行程管理基準（概要）
レタス	予冷・低温管理	出荷前：中心温度(0～10℃) 流通行程：配送・保管温度の設定・管理※1
	朝採れ	収穫時間：午前0時～午前9時まで 販売：収穫当日まで
メロン	低温管理	流通行程：配送・保管温度の設定・管理※1
	衝撃管理	出荷前：輸送箱底面への衝撃緩和が証明された緩衝材の適用 (緩衝材を適用しない場合は許容される衝撃の上限および回数設定・管理)
	湿度保持・追熟抑制管理	流通行程：湿度保持・追熟抑制が行える条件の設定・管理※2
ぶどう	低温管理	流通行程：配送・保管温度の設定・管理※1
	衝撃管理	出荷前：輸送箱底面への衝撃緩和が証明された緩衝材の適用 (緩衝材を適用しない場合は許容される衝撃の上限および回数設定・管理) 出荷前：果房への緩衝材(フルーツキャップ)の適用
	湿度保持・防カビ管理	流通行程：湿度保持・防カビが行える条件の設定・管理※2

※1 低温管理できない状況における許容温度と滞留時間の設定・管理を含める

※2 出荷後、小売店まで3日以上の上り流通行程がかかる場合



(「日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」パブリックコメント関連資料より引用)



この記事はウェブでお読みいただけます。

左のQRコードをスキャンしてアクセスください。

要求事項を満たした上で必要な表示(要求事項・表示は左図参照)を行うこととなりますが、特徴としてはフードチェーン情報についてはHPアドレス、QRコード等、外部媒体を利用する点が挙げられます。

まとめ

現時点では対象となる農産物はレタス、メロン、ぶどうの3品目のみですが、今後いちごなど対象品目の拡張に向けた準備が行われる見込みです。

また、現時点ではこれらを原材料として使用した加工食品の表示については、食品表示基準等では触れられていませんが、同じ特色 JAS 規格である有機 JAS 規格については「特色のある原材料」として記載する際のルールが設けられているため、今後どのように扱われるべきか検討がなされるのではないかと考えられます。

(井上)

今月のお気に入り言葉

山紫水明

(四字熟語)



発行 株式会社ラベルバンク
〒532-0011
大阪市淀川区西中島5-12-8
新大阪ローズビル6F

毎月1日発行
WEBサイト：
<https://www.label-bank.co.jp/>
お問い合わせ：
customer@label-bank.co.jp
Tel. 03-6260-9540